

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 73 号）

○件名	「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の廃棄に係る資料及び堆肥散布に係る資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
○開示請求年月日	令和4年2月8日
○実施機関の決定日	令和4年3月22日
○実施機関（担当室課）	富山県知事（農林水産部農林水産企画課）
○決定内容	非開示決定
○非開示理由	該当する公文書を保有していないため
○審査請求年月日	令和4年3月28日
○審査請求の内容	本件処分を取消し、請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める
○質問年月日	令和4年7月5日
○答申年月日	令和5年2月6日
○争点	未公開文書の存否
○審査会の判断	

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和4年3月22日付け農総技第210号-2。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年2月8日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和4年1月11日付け（農総技第170号）にて開示された「物品不用決定・処分伺（甲）発議年月日令和3年9月30日」に記載されている廃棄料金、引渡事業者契約書、事業者への引渡など廃棄を行うことにより関係する一切の資料及びコシヒカリ（令和元年産）についての圃場ごとの堆肥散布記録、堆肥散布の作業記録、機器使用記録などの堆肥散布を行ったことにより関係する一切の資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

開示しない理由

「コシヒカリ（令和元年産）」は、農業研究所の試験研究のため利用したもの、またそ

の他全量は、畜産研究所において堆肥等の作成に利用しており、事業者へ引き渡していないことから、開示請求に係る公文書は保有していない。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めている「3年度伺いに記載する原種等の廃棄方法とこれに関する文書の存否」が争点となる。

当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センター(以下「センター」という。)の職員に意見聴取を行ったところ、令和元年産コシヒカリは3年度伺いで不用決定・処分したが、まだ発芽するものが含まれているので、農業研究所内の所属において試験研究に利用するため、試験用として廃棄決定した。なお、廃棄決定した時点でセンターの管理から外れ、その後を管理する規程はなく、取扱いは所属に任される。研究用として廃棄決定した令和元年産コシヒカリのうち、活用しきれなかったものは、保存するコシヒカリの原種等に誤って混入することがないよう、センターによる管理に戻すことはできず、一般ごみとして廃棄可能であることから、一般ごみとして廃棄している。一般ごみについては、廃棄物処理業者との「農業研究所一般廃棄物収集運搬及び処理業務単価契約」に基づき、週2回の引き渡しと月1回の支払いを行っており、原種等を個別に一般ごみとして廃棄する必要がないことから、原種等の廃棄に係る個別の請求書等はないとのことであった。

また、弁明書にある「一般ごみとして廃棄はしていない」とメール回答にある「一般ごみとして廃棄しております」の相違について確認したところ、弁明書については、センターの管理として、処分は「試験用」又は「廃棄」しか行っておらず、「試験用」とされた原種等は研究担当者へ、「廃棄」とされた原種等は畜産研究所に引き渡されるため、一般ごみとして廃棄はしていないと回答したもので、メール回答については、研究担当者へ引き渡した「試験用」の原種等で使用できなくなったものについては一般ごみとして廃棄される場合もあるため、一般的な処分方法として回答したものであり、弁明書とメール回答の内容は整合性がとれていない訳ではないとのことであった。

以上のことから、令和元年産コシヒカリは、3年度伺いで不用決定・処分された時点ではセンターの管理から外れ、その後その一部が、試験用として配付された農業研究所内の所属において廃棄されたとしても、その記録を残すべきとする規程はなく、また一般ごみとして廃棄することが可能である。このため、令和元年産コシヒカリを一般ごみとして個別に廃棄する必要性がないことから請求書等に関する資料は不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年11月7日 (第186回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・諮問事案の概要説明・審査請求人からの意見陳述・実施機関からの意見聴取・審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・実施機関からの意見聴取・審議
令和5年1月12日 (第188回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	